

こども家庭相談センター所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県規則第五十四号

こども家庭相談センター所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

こども家庭相談センター所長に対する事務委任規則（平成十八年九月奈良県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二号シ中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。